

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

平成27年 3月 9日

改定平成28年12月15日

薩 摩 川 内 市

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市は、第1次産業総生産のうちの6割を農業が占めている。

- ・農業のうち、耕種部門としては水稻を中心にらっきょうやゴボウ等の重点品目が中心である。畜産部門が市の農業生産額の約6割を占めており、その中でも肉用牛と養鶏が畜産生産額の約8割を占めている。しかし、農家一戸当たりの所得は低く、農業環境は厳しい経営が続いており、経営耕地面積の減少、耕作放棄地の増加、販売農家の減少と担い手の高齢化が進行している。
- ・林業は「たけのこ」などのブランド化推進と市内大手企業による竹材の活用の取組などが行われているが、農業との兼業や小規模経営が中心で厳しい状況である。
- ・漁業は甌島では主要産業であり周辺海域が県内有数の好漁場となっている。キビナゴ漁が漁獲量の半分近くを占めているが、それ以上にクロマグロ養殖の生産額が大きい。しかし、担い手不足等厳しい状況である。

他方、本市は再生可能エネルギーに活用できる未利用の地域資源が存在している。

- ・九州全土で見られるように、昼間の日射量が多く太陽光発電に適している。
- ・川内港、川内川河口周辺の山間部においては安定的な風が吹き風力発電に適している。
- ・甌島地区の沿岸部においては海洋エネルギーや洋上風力発電の多くの潜在可能量が存在している。
- ・樋脇川、田海川、高城川などにおいては小水力発電の潜在可能量が多くはないが存在している。
- ・家畜排泄物や、森林整備に伴う未利用材などを活用したバイオマス発電が見込まれる。

本市は、多くの再生可能エネルギーの潜在可能量が存在しており、再生可能エネルギーの普及に繋げていくこととする。ただし、再生可能エネルギー発電設備の導入においては、経済性の検討のほか、周辺環境や景観への影響など、様々な制約を考慮する必要がある。また、農山漁村地域へ再生可能エネルギー発電設備を整備する際は、農林漁業の活性化のため、地元地域への寄附金配布や、農産物・水産物・畜産物の直売場や加工施設の整備などにより、農林漁業の経営改善の一助となるように努めることとする。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	面積[m ²]	備考
A	別紙参照	計 603.24 m ²	風力発電設備の整備
B	別紙参照	計 323.85 m ²	附属設備の整備
C	別紙参照	8,300 m ²	バイオマス発電設備の整備

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
A	風力発電	27,600 kW	2,300 kW を 12 基設置
B	風力発電の送電設備他	—	A 地区に設置の風力発電の附属設備
C	バイオマス発電	23,700 kW	間伐材等由来の木質バイオマス

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

特になし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

<p>【A・B 地区】</p> <p>発電事業者が売電収益の一部を支出して、下記の取組を行うことにより、地域の活性化を図り、地元農林漁業の生産性向上に繋げることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電設備を設置する地元地区コミュニティ協議会などへの寄附金の配布 ・計画区域内において生産される農林水産物を取扱う農林漁業関連施設の整備、運営資金などの提供 <p>【C 地区】</p> <p>国内の未利用材を地域から 8 割以上を調達することで、地域・林業への発展に貢献することとする。</p>
--

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき事項

(1) 自然環境の保全との調和

本市には、良好な自然環境を形成している緑豊かな山々や河川、東シナ海に面する海岸、市街地の周辺に残存する山林や田畑などが存在し、多くの動植物の生息・生育場所や環境負荷の低減など様々な機能・役割を有している。

再生可能エネルギー発電設備の整備の際には、地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じて影響の調査・検査等を行うことにより、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

本市においては、気候風土に適した農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつけられているほか、歴史的価値の高い貴重な歴史・文化遺産が多く分布している。

これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行うとともに、鹿児島県の景観条例や景観形成ガイドライン(風力発電の場合のみ対象)に則したものとする。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

本市における再生可能エネルギー発電設備の導入目標値は、平成31年度(2019年度)までに、150MW以上である。

そのうち、整備を促進する区域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う発電設備の割合は約36%の55MW以上(設備整備計画の認定件数3件以上)を目標とする。

(2) 目標の達成状況についての評価

上項(1)の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況(設備整備の進捗状況、稼働状況)を調査し、確認することとする。

なお、目標年度までに目標が達成されない場合は、基本計画の作成時まで遡って原因分析を行い、達成に向けて必要な改善策を講ずることとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業の中止又は終了時には、再生可能エネルギー発電設備を発電事業者の負担と責任において撤去し、原状回復を行うことを基本とする。ただし、原状回復が困難な場合は、地権者と発電事業者において協議を行い、合意の下でその処理を行うこととする。

設備整備計画の審査を行う際は、これらの事項に加え、原状回復されないときの損害賠償等について地権者と発電事業者との間の契約に含まれているか確認することとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針

本市は、農林地の効率的かつ総合的な利用の確保と再生可能エネルギー発電設備の円滑な整備を図るとともに、地域の農林業その他の事業に従事する者又はその組織する団体が農林業の活性化を図るために取り組む活動を支援する。

そのために必要となる所有権等の移転・設定や農地転用等については、より円滑な用地の確保、権利移動等を行うため、所有権移転等促進計画を関係者の合意の上作成することとする。

(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法

移転される所有権の移転の対価の算定基準は、次のとおりとする。

ア 同種の再生可能エネルギー発電設備の整備や農林地の農林業上の利用を行う場合の地代等を勘案して算定する。

イ 対象となる土地が地価公示法第2条第1項に規定する都市計画区域に所在し、かつ同法第6条の規定による公示価格を取引の指標とすべきものである場合は、公示価格を基準とした価額を基礎として算定する。

また、移転される所有権の移転の対価の支払い方法については、所有権移転等促進計画に定める支払期限までに、所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する金融機関口座への振込払い、又は所有権の移転を行う者の住所に持参しての現金払いとする。

(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は賃貸の算定基準等

①設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準

設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準は、次のとおりとする。

ア 再生可能エネルギー発電設備の用地として利用する場合は、設備整備計画における再生可能エネルギー発電設備の使用期間等を踏まえた期間

イ 農林漁業関連施設の用地として利用する場合は、その耐用年数、運営に係る事業計画の年数等を考慮した期間

ウ 農地として利用する場合の土地の権利の存続期間については、農地の利用調整を円滑に行うことができるよう、地域の実情に応じ関係農業者の多くが希望する期間
エ 林地として利用する場合は、森林の育成に係る期間が通常数十年と長いことを考慮した期間

②設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準

設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準は、移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間とする。

③設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法

設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準は、次のとおりとする。

ア 再生可能エネルギー発電設備の用地の地代等については、本市の他の区域における再生可能エネルギー発電設備の整備のための土地の取引価格を調査した上で算定する。

イ 農林漁業関連施設の用地については、近傍の同種の施設用地の地代又は借賃の額に比準して算定する。

ウ 農地の地代等については、農業委員会が提供している農地の借賃等に関する情報を参考にしつつ、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。

エ 採草放牧地又は林地については、それぞれ近傍の採草放牧地又は林地の地代又は借賃の額に比準して算定する。

また、地代又は借賃は、毎年所有権移転等促進計画に定める日までに、口座振込み又は持参による支払いとする。

(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項

①農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件

有益費の償還等権利の条件を所有権移転等促進計画に定めるものとする。

②その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項

農林地所有権移転等促進事業によって成立する法律関係が明確になるよう、当事者間の契約の種類（売買、贈与等）を所有権移転等促進計画に定めるものとする。

10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページや広報等により広く周知することを基本とする。ただし、発電設備に附帯する設備等に係る基本計画の改正等、農林地並びに漁港及びその周辺の水域等の機能の発揮に支障を来たすことがないことが明らかな場合は、省略することができる。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際は、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、撤去時の契約を確認することとする。

また、設備整備計画の認定を行う際は、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

薩摩川内市、再生可能エネルギー発電事業者、北さつま農業協同組合、川内市漁業協同組合、甌島漁業協同組合、北薩森林組合、その他関連団体等の関係者は、区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組むこととする。

(4) 基本計画の見直し

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域の追加や、再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者による設備整備の提案など、基本計画に改正の必要が生じた場合は、その時の最新情勢を考慮し、適宜、基本計画の見直しを行うこととする。

以上

地区	No	区域の住所	面積	備考
A	1	薩摩川内市久見崎町字倉谷1171番6	50.27 m ²	風力発電設備の整備
	2	薩摩川内市久見崎町字赤松ヶ平1160番1	100.54 m ²	"
	3	薩摩川内市久見崎町字瀧西平1138番9	150.81 m ²	"
	4	薩摩川内市久見崎町字瀧平1126番33	50.27 m ²	"
	5	薩摩川内市久見崎町字長小路1120番1	50.27 m ²	"
	6	薩摩川内市高江町字長小路7159番11	50.27 m ²	"
	7	薩摩川内市高江町字横山口7073番2	50.27 m ²	"
	8	薩摩川内市寄田町寄田山国有林9林班	50.27 m ²	"
	9	薩摩川内市高江町字土岩7039番6	50.27 m ²	"
計			603.24 m ²	

地区	No	区域の住所	面積	備考
B	1	薩摩川内市高江町字古川5300番1	0.45 m ²	附属設備の整備
	2	薩摩川内市高江町字橋ノ口6572番	0.36 m ²	〃
	3	薩摩川内市宮里町字永原1109番1	0.45 m ²	〃
	4	薩摩川内市宮里町字永原1124番	0.25 m ²	〃
	5	薩摩川内市宮里町字永原1161番1	0.25 m ²	〃
	6	薩摩川内市宮里町字古城2084番1	0.16 m ²	〃
	7	薩摩川内市宮里町字上床2992番4	0.25 m ²	〃
	8	薩摩川内市高江町字田中2004番2	0.16 m ²	〃
	9	薩摩川内市高江町字六反田4700番1	0.2 m ²	〃
	10	薩摩川内市高江町字六反田4720番1	0.2 m ²	〃
	11	薩摩川内市高江町字六反田4721番1	0.2 m ²	〃
	12	薩摩川内市高江町字六反田4745番1	0.2 m ²	〃
	13	薩摩川内市高江町字溝添4879番1	0.2 m ²	〃
	14	薩摩川内市高江町字溝添4898番1	0.2 m ²	〃
	15	薩摩川内市高江町字白石ヶ城5066番1	0.45 m ²	〃
	16	薩摩川内市高江町字迫田5116番	0.2 m ²	〃
	17	薩摩川内市高江町字仁礼木5213番	0.5 m ²	〃
	18	薩摩川内市高江町字古川5287番1	0.25 m ²	〃
	19	薩摩川内市高江町字六反田4703番1	0.2 m ²	〃
	20	薩摩川内市宮里町字永原1089番1	0.25 m ²	〃
	21	薩摩川内市宮里町字永原1126番1	0.25 m ²	〃
	22	薩摩川内市宮里町字永原1165番1	0.45 m ²	〃
	23	薩摩川内市宮里町字永原1133番1	0.25 m ²	〃
	24	薩摩川内市宮里町字池尻2756番1	0.45 m ²	〃
	25	薩摩川内市宮里町字永原1135番	0.45 m ²	〃
	26	薩摩川内市宮里町字永原1137番1	0.25 m ²	〃
	27	薩摩川内市宮里町字永原1159番1	0.25 m ²	〃
	28	薩摩川内市宮里町字永原1167番2	0.45 m ²	〃
	29	薩摩川内市宮里町字井手本1373番1	0.25 m ²	〃
	30	薩摩川内市宮里町字井手本1375番3	0.25 m ²	〃
	31	薩摩川内市宮里町字高原2215番	0.25 m ²	〃
	32	薩摩川内市宮里町字高原2210番1	0.25 m ²	〃
	33	薩摩川内市宮里町字池尻2759番	0.25 m ²	〃
	34	薩摩川内市宮里町字池尻2765番1	0.2 m ²	〃
	35	薩摩川内市宮里町字上床2988番9	0.45 m ²	〃
	36	薩摩川内市宮里町字上床2989番4	121.32 m ²	〃
	37	薩摩川内市宮里町字上床2988番7	189.25 m ²	〃
	38	薩摩川内市宮里町字上床2990番1	0.25 m ²	〃
	39	薩摩川内市宮里町字上床2992番3	0.25 m ²	〃
	40	薩摩川内市高江町字西ノ城2538番1	0.65 m ²	〃
	41	薩摩川内市高江町字西ノ城2576番	0.45 m ²	〃
	42	薩摩川内市高江町字永田前2934番1	0.25 m ²	〃
	43	薩摩川内市高江町字井樋田4451番1	0.2 m ²	〃
	44	薩摩川内市高江町字溝添4876番1	0.25 m ²	〃
	45	薩摩川内市高江町字迫田5150番	0.25 m ²	〃
	46	薩摩川内市高江町字仁礼木5211番	0.2 m ²	〃
	47	薩摩川内市高江町字古川5296番1	0.45 m ²	〃
計			323.85 m ²	

地区	No	区域の住所	面積	備考
C	1	薩摩川内市宮内町1番26号	8,300 m ²	中越パルプ工業川内工場内
			計 8,300 m ²	

別紙. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

